

公費負担の対象と限度額等

【参議院（東京都選出）議員選挙】

公費負担の種類		公費負担の対象	公費負担の限度額		
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (ハイヤー)	選挙運動用自動車として使用された 各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について 64,500 円 (合計上限額：1,096,500 円)		
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ 契約 (レンタル)	選挙運動用自動車として使用される 各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	1の契約と2の 契約は、いずれか 一つを選択 ※ <u>合計上限額</u> は、 <u>17日間で</u> 計算したもので ずす。	
		イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の 代金 (燃料供給契約を締結した <u>選挙</u> <u>運動用自動車に供給したものに</u> <u>限る</u>)		7,560 円×選挙運動日数 (合計上限額：128,520 円)
		ウ 運転手雇用の 契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事 した各日について支払う報酬の合計 金額 (同一の日について1人に限る)		各日について 12,500 円 (合計上限額：212,500 円)
選挙運動用ビラの作成	東京都選挙管理委員会に届出た二種 類以内のビラ (①A4以内の規格、②30万枚) の作成費	1 作成枚数5万枚以下の場合 (1契約にかかる作成枚数) 単価7円51銭×作成枚数 (合計上限額：375,500 円) 2 作成枚数5万枚を超える場合 単価×作成枚数 (合計上限額：1,632,000 円) 単価： <u>375,500 円+5 円2 銭× (作成枚数-5 万枚)</u> 作成枚数 ※ 作成枚数は法定枚数 (30万枚) 以内 ※ 単価の1銭未満の端数は1銭とする ※ 請求金額は1円未満切捨て			
選挙運動用ポスターの 作成	当該候補者を通じ、都内のポスター 掲示場の数×2の枚数の範囲内のポ スターの作成費	ポスター掲示場の数が500を超える場合 単価×作成枚数 単価： <u>262,530 円+27 円50 銭× (ポスター掲示場-500) +310,500 円</u> ポスター掲示場数 ※ 作成枚数：ポスター掲示場数×2以内 ※ 1円未満の端数は1円とする ※ 請求金額は1円未満切捨て			
選挙運動用通常葉書の 作成	当該候補者を通じて法定枚数 (95,000 枚) の範囲内の通常葉書の 作成費	作成数が35,000枚を超える場合 単価×作成枚数 (合計上限額：669,750 円) 単価： <u>269,850 円+6 円66 銭× (作成枚数-35,000 枚)</u> 作成枚数 ※ 作成枚数は法定の範囲内 (95,000 枚) に限る ※ 1銭未満の端数は1銭とする ※ 請求金額は1円未満切捨て			
選挙事務所の立札・看板 の作成	当該候補者が公職選挙法第131条第1 項で設置することができる選挙事務 所の数(3)×3以内の作成数	単価 54,914 円×作成数 ※ 作成数は9以内に限る (合計上限額：494,226 円)			
選挙運動用自動車等の 立札・看板の作成	当該候補者を通じて4以内の立札・ 看板の類の作成費	単価 51,992 円×作成数 ※ 作成数は4以内に限る (合計上限額：207,968 円)			
個人演説会場の立札・ 看板の作成	当該候補者を通じて5以内の作成費	単価 39,725 円×作成数 ※ 作成数は5以内に限る (合計上限額：198,625 円)			

(すべて税込みの金額)